

分 別 収 集 計 画

(第6期)

平成22年7月

澁川地区広域市町村圏振興整備組合

渋川地区広域市町村圏振興整備組合分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義 -----	1
2	基本的方向 -----	1
3	計画期間 -----	1
4	対象品目 -----	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) -----	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) -----	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) -----	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号) -----	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 -----	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号) -----	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号) -----	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号) -----	9

渋川地区広域市町村圏振興整備組合分別収集計画

1 計画策定の意義

本圏域は、群馬県の中央部に位置し、東京都心まで120Kmの距離にある。

地形は、北から利根川が西からは吾妻川が流れ込み、渋川市でV字状に合流し利根川となり南へ流れている。また三方を榛名山、赤城山、子持山に囲まれている。

この自然豊かな圏域を、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にあるなか、本組合では、圏域内から排出される家庭系及び事業系一般廃棄物の処理を円滑に行うため、環境の保全に留意した効率的な施設の運転管理及び計画的な設備の更新・改修工事等を実施している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政がそれぞれの役割で、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、環境型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）を構成する渋川市、吉岡町及び榛東村が協力し、ごみの減量化・資源化に努め、リサイクルを促進する。

中間処理は、組合で行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：t)

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
排 出 量 の 見 込 み	広域全体	13,170	12,951	12,741	12,536	12,340	
	内 訳	渋川市	10,352	10,153	9,962	9,776	9,598
		吉岡町	1,844	1,831	1,819	1,807	1,796
		榛東村	974	967	960	953	946

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

学校や地域社会の場における環境教育やごみ処理施設の見学会などで、住民、事業者に対しごみ処理の状況についての情報を提供し、廃棄物の減量や資源の有効活用について認識を深めてもらう。

構成する各市町村では、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために、各種の方策を実施するとともに、自治会や住民団体が集団回収を実施できるよう指導する。

なお、実施にあたっては、組合を構成する各市町村の行政、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、圏域住民の協力、組合が整備した施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	不燃物 集団回収		
主として ガラス製の 容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </td> </tr> </table>	{	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん 集団回収
{	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	集団回収 （渋川市・吉岡町）		
主として段ボール製の容器	集団回収		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

渋川地区広域圏全体

(単位：t)

区 分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	1,233		1,183		1,135		1,088		1,044	
主としてアルミ製の容器	228		219		210		203		195	
無色のガラス製容器	(合計) 217		(合計) 214		(合計) 211		(合計) 207		(合計) 204	
	(引渡) 194	(独自処理) 23	(引渡) 192	(独自処理) 22	(引渡) 190	(独自処理) 21	(引渡) 188	(独自処理) 19	(引渡) 186	(独自処理) 18
茶色のガラス製容器	(合計) 296		(合計) 290		(合計) 284		(合計) 279		(合計) 274	
	(引渡) 241	(独自処理) 55	(引渡) 239	(独自処理) 51	(引渡) 237	(独自処理) 47	(引渡) 235	(独自処理) 44	(引渡) 233	(独自処理) 41
その他のガラス製容器	(合計) 110		(合計) 107		(合計) 104		(合計) 102		(合計) 99	
	(引渡) 92	(独自処理) 18	(引渡) 90	(独自処理) 17	(引渡) 88	(独自処理) 16	(引渡) 87	(独自処理) 15	(引渡) 85	(独自処理) 14
主として段ボール製の容器	82		82		82		82		82	
主として紙製の容器以外	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器(あうがんとする)	(合計) 222		(合計) 227		(合計) 233		(合計) 238		(合計) 244	
	(引渡) 109	(独自処理) 113	(引渡) 112	(独自処理) 115	(引渡) 114	(独自処理) 119	(引渡) 117	(独自処理) 121	(引渡) 120	(独自処理) 124
主としてプラスチック製の容器(うち白レイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

渋川市

(単位：t)

区 分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	984		942		902		863		827	
主としてアルミ製の容器	173		166		158		152		146	
無色のガラス製容器	(合計) 173		(合計) 170		(合計) 168		(合計) 164		(合計) 161	
	(引渡) 155	(独自処理) 18	(引渡) 153	(独自処理) 17	(引渡) 152	(独自処理) 16	(引渡) 150	(独自処理) 14	(引渡) 148	(独自処理) 13
茶色のガラス製容器	(合計) 241		(合計) 236		(合計) 230		(合計) 225		(合計) 221	
	(引渡) 192	(独自処理) 49	(引渡) 191	(独自処理) 45	(引渡) 189	(独自処理) 41	(引渡) 187	(独自処理) 38	(引渡) 186	(独自処理) 35
その他のガラス製容器	(合計) 86		(合計) 83		(合計) 81		(合計) 80		(合計) 77	
	(引渡) 73	(独自処理) 13	(引渡) 71	(独自処理) 12	(引渡) 70	(独自処理) 11	(引渡) 70	(独自処理) 10	(引渡) 68	(独自処理) 9
主として紙製の容器であつたもの(原料ミ)	7		7		7		7		7	
主として段ボール製の容器	698		698		698		698		698	
主として紙製の容器であつたもの(外)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてポリエチレン(PET)製容器であつたもの(樹脂)	(合計) 170		(合計) 174		(合計) 178		(合計) 182		(合計) 187	
	(引渡) 84	(独自処理) 86	(引渡) 86	(独自処理) 88	(引渡) 88	(独自処理) 90	(引渡) 90	(独自処理) 92	(引渡) 92	(独自処理) 95
主としてプラスチック製の容器であつたもの(白)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

吉岡町

(単位：t)

区 分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	137		133		128		124		120	
主としてアルミ製の容器	31		30		29		28		27	
無色のガラス製容器	(合計) 37		(合計) 37		(合計) 36		(合計) 36		(合計) 36	
	(引渡) 33	(独自) 4	(引渡) 33	(独自) 4	(引渡) 32	(独自) 4	(引渡) 32	(独自) 4	(引渡) 32	(独自) 4
茶色のガラス製容器	(合計) 46		(合計) 45		(合計) 45		(合計) 45		(合計) 44	
	(引渡) 41	(独自) 5	(引渡) 40	(独自) 5	(引渡) 40	(独自) 5	(引渡) 40	(独自) 5	(引渡) 39	(独自) 5
その他のガラス製容器	(合計) 20		(合計) 20		(合計) 19		(合計) 18		(合計) 18	
	(引渡) 16	(独自) 4	(引渡) 16	(独自) 4	(引渡) 15	(独自) 4	(引渡) 14	(独自) 4	(引渡) 14	(独自) 4
主として紙製の容器であつたもの(原料ミ)	75		75		75		75		75	
主として段ボール製の容器	155		155		155		155		155	
主として紙製の容器であつたもの(外)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
主としてポリエチレン(PET)製の容器であつたもの(あうが)	(合計) 42		(合計) 42		(合計) 44		(合計) 45		(合計) 46	
	(引渡) 20	(独自) 22	(引渡) 21	(独自) 21	(引渡) 21	(独自) 23	(引渡) 22	(独自) 23	(引渡) 23	(独自) 23
主としてプラスチック製の容器であつたもの(うち白)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)

榛東村

(単位：t)

区 分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	112		108		105		101		97	
主としてアルミ製の容器	24		23		23		23		22	
無色のガラス製容器	(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7		(合計) 7	
	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 6	(独自処理) 1	(引渡) 6	(独自処理) 1
茶色のガラス製容器	(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9		(合計) 9	
	(引渡) 8	(独自処理) 1	(引渡) 8	(独自処理) 1	(引渡) 8	(独自処理) 1	(引渡) 8	(独自処理) 1	(引渡) 8	(独自処理) 1
その他のガラス製容器	(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4		(合計) 4	
	(引渡) 3	(独自処理) 1	(引渡) 3	(独自処理) 1	(引渡) 3	(独自処理) 1	(引渡) 3	(独自処理) 1	(引渡) 3	(独自処理) 1
主として紙製の容器であつたもの(プラスチック製の容器を除く)										
主として段ボール製の容器	14		14		14		14		14	
主として紙製の容器であつたもの(プラスチック製の容器を除く)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてPET樹脂製の容器であつたもの(プラスチック製の容器を除く)	(合計) 10		(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11		(合計) 11	
	(引渡) 5	(独自処理) 5	(引渡) 5	(独自処理) 6	(引渡) 5	(独自処理) 6	(引渡) 5	(独自処理) 6	(引渡) 5	(独自処理) 6
主としてプラスチック製の容器であつたもの(うち白色)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・主としてスチール製の容器及びアルミ製容器の見込み量
 = 過去5年間の不燃物の実績×不燃物の平均伸び率×過去5年間の不燃物内の主としてスチール製の容器の平均割合32.4%及び主としてアルミ製容器の平均割合5.9%

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(対前年度比) △3.4%	(対前年度比) △3.4%	(対前年度比) △3.4%	(対前年度比) △3.4%	(対前年度比) △3.4%

構成市町村分は、過去5年間の品目毎の実績割合で案分

- ・ガラスびん（無色、茶色、その他）及びペットボトルの見込み量
 = 過去5年間の実績×品目毎の平均伸び率

無色ガラスびん

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(対前年度比) △1.0%	(対前年度比) △1.0%	(対前年度比) △1.0%	(対前年度比) △1.0%	(対前年度比) △1.0%

茶ガラスびん

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(対前年度比) △0.8%	(対前年度比) △0.8%	(対前年度比) △0.8%	(対前年度比) △0.8%	(対前年度比) △0.8%

その他ガラスびん

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(対前年度比) △1.8%	(対前年度比) △1.8%	(対前年度比) △1.8%	(対前年度比) △1.8%	(対前年度比) △1.8%

ペットボトル

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(対前年度比) 2.4%	(対前年度比) 2.4%	(対前年度比) 2.4%	(対前年度比) 2.4%	(対前年度比) 2.4%

構成市町村分は、過去5年間の品目毎の実績割合で案分

※スチール製容器・アルミ製容器・ガラス製容器・飲料用紙製容器（紙パック）・段ボールは、各市町村の資源ごみ回収事業を見込み量に加算。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

収集・運搬業務は、組合を構成する各市町村の責務で実施し、組合は搬入物の中間処理を行う。

分別収集は、組合を構成する各市町村の現行の収集体制を最大限に活用して行う。

なお、現在、組合を構成する各市町村の自治会や住民団体による集団回収が進んでいる缶類・びん類及び紙類については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるように指導する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶類については、組合の不燃物処理施設で選別・圧縮・保管を行い、ガラス製容器及びペットボトルについては、リサイクル施設で圧縮・保管を行う。施設については、処理機能が十分果たせるよう、維持管理を図る。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

組合を構成する各市町村は、住民や事業者の意見、要望を反映させ容器包装廃棄物の分別排出の啓発、指導を行うほか、行政と自治会や住民団体との協力体制を整備し、分別収集体制の確立に努める。

組合は、構成各市町村が行う資源物の収集方式を統一し、構成各市町村が分別収集を行った資源物の選別及び保管を行い、ごみの減量化、資源化することを目的として運営する。

毎年度、分別収集計画の区分毎の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。